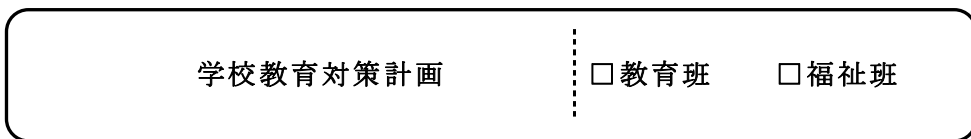


第19節 学校教育対策計画



【基本方針】

東日本大震災では津波浸水等により、多くの地区避難所（集会所）が被災し、小・中学校、高校等の学校施設が多数の避難者収容と長期避難拠点として大きく寄与した。

しかし、他方で多数の避難者が長期滞在するなかでの教育再開は、施設空間的な制約や教員及び児童・生徒等の心理的な面で大きな課題を残した。

市は、災害の発生時における児童・生徒等の安全確保及び教育実施者の確保、教育施設の応急復旧、教科書や学用品の応急処置等の措置を講ずるとともに、その避難施設としての機能強化を図る。

1. 実施責任者

- 1) 小・中学校、その他の文教施設の災害対策は市が行う。
- 2) 児童・生徒等に対する応急措置等は市が行う。

なお、災害救助法が適用されたとき、または市で実施することが困難な場合は、知事及び県教育委員会、関係機関の協力を求め適切な措置をとる。

2. 防災上必要な体制の整備

災害発生時において迅速かつ適切な災害応急対策を実施するため、各学校では平常時から災害に備え教職員の役割分担、市との相互連携方策並びに時間外における教職員の参集方法等についての体制の整備を確立しておく。

3. 児童・生徒等の安全確保

(1) 在校園中の安全確保

在校園中の児童・生徒等の安全を確保するため、防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとれるよう定期的な防災訓練等の計画並びにその実施に努める。

(2) 登下校時の安全確保

登下校園時の児童・生徒等の安全を確保するため、情報収集や伝達方法、児童・生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定その他登下校園時の危険回避方法等について、平常時からマニュアル化を図っておき混乱や行き違いを防止する。さらに教職員、児童・生徒等及び保護者並びに関係機関に対し、それらの情報の周知と徹底を図る。

4. 休園・休校措置

(1) 登校前の措置

学校長は学校施設等の被災その他の理由により、校務等の運営面から、やむをえないと認めるときは休校等の措置をとる。この場合、学校長は教育委員会と対応について協議する。

学校長または教育委員会は、学校であらかじめ定める連絡網や防災行政無線並びに広報車等により、児童並びに生徒の保護者等に対して、その旨を周知徹底する。

園長（私立）は、各園のマニュアルに従い措置をとる。

(2) 登校後の措置

学校長は授業等を中断して帰宅させる場合には、帰宅時の注意事項を十分徹底させて集団下校等の措置をとる。園児及び低学年児童にあつては教職員等が送迎の対応を、あるいは地区別に集団下校に付添う等の措置をとる。

また、必要に応じて扶養者や地区消防団等からの支援を得る。

園長（私立）は、各園のマニュアルに従い措置をとる。

5. 文教施設の確保

《文教施設の確保対策》

- a. 被害施設、箇所の速やかな応急修理
- b. 体育館、講堂等の利用（一部使用不能の場合）
- c. 近隣の学校からの教室借用
- d. 公民館、寺院等公共施設の利用（多くの施設が使用不能の場合）
- e. 応急仮校舎の建設

※公民館、寺院等での応急教育は、教育委員会及び各学校と協議の上、あらかじめ確保する場所で実施する。

6. 応急教育の実施

(1) 施設の確保

近隣の学校から借用した教室、またはその他の施設で実施する。

(2) 実施方法

学校または児童・生徒等が災害にあつて正常な授業ができない場合は、校長は教育委員会の指示のもと、次の方法で応急教育を行う。

《応急教育の実施方法》

教育委員会の指示により

- a. 臨時に学級を編成する。
- b. 教室を分散しての出張授業を行う。
- c. 休校しての自宅学習及び巡回指導による授業形態をとる。
- d. 近隣の学校を借用した教育、またはその他施設を確保して授業する。

7. 教科書・学用品等の調達及び配給

各学校は、児童・生徒等の学用品に被害があった場合は、その被害の種類、程度、数量等を速やかに教育委員会へ届けるとともに、次の方法により応急措置をとる。

《教科書、学用品等の調達、配給方法》	
教科書、文房具 通学用品	教育委員会を経て、災害救助法に基づく給与申請
その他の教材	管内の各学校、その他機関への救援要請

※ 学用品の給与は小学校児童及び中学校生徒に限る。

8. 学校給食等の措置

災害の発生により、学校給食施設が被災し給食の実施が困難な場合においては、環境衛生の確保に留意して、応急修理や代替施設の確保等により給食に支障がないよう措置する。また、次の場合には児童・生徒等への給食を一時中止する。

《学校給食の一時中止》
a. 学校給食施設が災害救助のため使用される場合
b. 給食施設の被害のため給食実施が不可能な場合
c. 感染症その他の疾病流行で感染症等の二次災害が予想される場合
d. 給食用物資の入手が困難な場合
e. 給食の実施が適当でないと考えられる場合

9. 教育実施者の確保

災害発生時に教育実施者の被災等により、通常の授業を行えない場合の応急措置として、次の要領により教育実施者を確保する。

災害発生時における教職員の被害状況について、教育委員会は速やかに市並びに県教育庁教育事務所を経由して県教育委員会へその旨を報告するとともに、教職員が被災した状況に応じて、速やかに次の措置を講ずるように県教育委員会に対して要請を行う。

- 1) 条例定数範囲内にて、できる限りの教職員補充を行う。
- 2) 被災学校以外の学校教職員を被災学校に兼任するように措置する。
- 3) 必要に応じ、臨時講師等の配置を行う。
- 4) 上記1)～3)の措置によってもなお教職員の補充が十分でないと判断されるときには、さしあたり被災地以外の県教育委員会の事務局、教育センター等に勤務する教職員を被災学校へ臨時派遣するような措置を講ずる。

10. 学校の衛生管理

災害を受けた学校及び避難所等に使用された学校は、災害対策本部各班や関係機関との緊密な連絡のもと、次の事項を励行し、感染症発生等の防止に努める。

(1) 校舎内外の清掃

《校舎内外の清掃時の留意点》

- a. 建具等を移動し、乾燥しやすくする。
- b. 建具、床板等はよく清掃し、なるべく消毒薬で拭浄する。
- c. 便所はよく清掃した後消毒する。

(2) 飲料水

《飲料水の使用方法》

水道水	なるべく煮沸して使用
井戸水	消毒したものでも煮沸して使用

(3) 保健管理、指導

《保健管理、指導の要点》

- a. 疾病の早期発見、早期治療
- b. 保健指導の強化

(4) 調理従事者の保健管理指導

《調理従事者の保健管理、指導の要点》

- a. 健康診断の実施
- b. 下痢のある者の従業禁止及び検便の実施
- c. 身体衣服の清潔保持、手洗いの励行

(5) 感染症集団発生の際の処理

《感染症発生時の処理要領》

- a. 学校医、教育委員会、県京築保健福祉環境事務所への連絡及び患者の万全な措置
- b. 健康診断、臨時休校、消毒等による予防措置
- c. 保護者や他の関係者への集団発生状況の周知及び協力要請
- d. 児童・生徒等の食生活についての注意及び指導

11. 災害救助法に基づく措置

(1) 対象

住家の全焼、全壊、半焼、半壊、または床上浸水により学用品を喪失または毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒

(2) 学用品の品目

教科書及び教材、文房具、通学用品

(3) 費用の限度

支援の限度額は、福岡県災害救助法施行細則で定める額とする。